法第三十二条第一項第三号に掲げる施設						
自動運行補助施設						
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置に係る地図情報の検知の対象としてのもの	その他の導線設置するもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
一本につき一年	長さ一メートルにつき一年					
二、七〇〇	一〇	四二	二、〇〇〇	一、〇〇〇	七一〇	四〇〇
一、一〇〇	四	一四	八六〇	四三〇	三〇〇	一七〇
八一〇	三	一〇	六一〇	三〇〇	二一〇	一二〇
六八〇	三一	九一	五一〇	二六〇	一八〇	一〇〇
六三〇	二	八一	四七〇	二三〇	一六〇	九三

法第三十二条第一項第三号に掲げる施設						
自動運行補助施設						
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置に係る地図情報の検知の対象としてのもの	その他の導線設置するもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
一本につき一年	長さ一メートルにつき一年					
二、四〇〇	九一	三一	一、八〇〇	九一〇	六四〇	三七〇
一、〇〇〇	四	三一	七八〇	三九〇	二七〇	一六〇
七三〇	三	九一	五五〇	二七〇	一九〇	一一〇
六一〇	二一	八一	四五〇	二三〇	一六〇	九一
五四〇	二	七一	四一〇	二〇〇	一四〇	八一